

吉野川市部落差別撤廃・人権擁護条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 138 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、市民の責務、市の施策等その他部落差別撤廃・人権擁護に関し必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃・人権擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市民の責務)

第 2 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する部落差別撤廃・人権擁護に関する施策に協力するよう努めるとともに、部落差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策等)

第 3 条 市は、部落差別の撤廃のために必要な環境改善対策に関する事業を推進するとともに、就労対策、産業の振興、教育対策、啓発活動等人権擁護に関する施策を積極的に行うものとする。この場合においては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(市の施策等の推進)

第 4 条 市は、前条の諸施策を推進するための総合的計画を策定するものとする。

(実態調査)

第 5 条 市は、5 年ごとに同和地区の実態等について把握するため、市規模の調査を行うこととし、かつ、その結果を必要に応じて公表するものとする。

(行政組織の整備)

第 6 条 市は、部落差別撤廃・人権擁護に関する施策を推進するため、行政組織の整備に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 市は、部落差別撤廃・人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会を置くものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、部落差別撤廃・人権擁護に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。